

## 建築工事の完了の公告

平成31年1月11日付けで、本組合の施行地区内における施設建築物の建築工事が完了しましたので、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第100条の規定により、下記のとおり建築工事の完了の公告をします。

### 記

1. 第一種市街地再開発事業の名称  
岡山市中山下一丁目1番地区第一種市街地再開発事業
2. 施行者の名称  
岡山市中山下一丁目1番地区市街地再開発組合 理事長 角南総一郎
3. 事務所の所在地  
岡山市北区本町4番18号コア本町
4. 施行地区に含まれる地域の名称  
岡山市北区中山下一丁目1番101、102、103
5. 建築工事の完了した日  
平成31年1月11日

平成31年1月11日

岡山市北区本町4番18号 コア本町  
岡山市中山下一丁目1番地区市街地再開発組合  
理事長 角南総一郎

